

# 入院時食事療養費・入院時生活療養費

医療法人正恵会 石田温泉病院

令和8年6月1日現在

食事療養標準負担額					
区分				食事代(1食)	
課税世帯				550円	
非課税世帯	70歳未満		過去12カ月の 入院日数	90日まで	270円
				91日目から	220円
	70歳以上	低所得者Ⅱ ※1	過去12カ月の 入院日数	90日まで	270円
				91日目から	220円
		低所得者Ⅰ ※2			130円

生活療養標準負担額(療養病床の65歳以上の方)					
区分				食事代(1食)	
課税世帯	医療区分Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ ※3			550円	
非課税世帯	65歳以上～70歳未満		医療区分Ⅰ		270円
			医療区分Ⅱ・Ⅲ	90日まで	270円
	91日目から	220円			
	70歳以上	低所得者Ⅱ ※1	医療区分Ⅰ		270円
			医療区分Ⅱ・Ⅲ	90日まで	270円
		低所得者Ⅰ ※2		医療区分Ⅰ	
医療区分Ⅱ・Ⅲ			130円		

※1 低所得者Ⅱ：世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の方

※2 低所得者Ⅰ：世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方  
あるいは、老齢福祉年金受給権者

※3 医療区分Ⅱ・Ⅲは入院医療の必要性が高い方、医療区分Ⅰはそれ以外の方